

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期中標津町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道標津郡中標津町

3 地域再生計画の区域

北海道標津郡中標津町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、2015年（平成27年）時点で23,774人と初めて人口減少に転じて以降減少傾向が続いており、2020年（令和2年）の国勢調査では23,010人となっている。（住民基本台帳による直近の総人口は2026年（令和8年）4月末時点で21,768人）また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の2023年（令和5年）推計によると、2050年（令和32年）時点では総人口16,552人になると予測されており、これは社人研が2018年（平成30年）に推計した2050年（令和32年）時点の総人口17,206人より人口減少が進行する予測となっている。

年齢3区分別にみた場合、2015年時点の実績値と社人研推計値の2050年時点とを比較すると、年少人口が3,566人から1,425人（割合：15.0%から8.6%）、生産年齢人口が14,702人から7,983人（割合：61.8%から48.2%）、老年人口が5,506人から7,144人（割合：23.2%から43.2%）になることが見込まれ、少子高齢化の一層の進展が懸念されている。なお、2020年では年少人口3,021人、生産年齢人口13,749人、老年人口6,151人となっている。（住民基本台帳による直近の2026年（令和8年）4月末時点では、年少人口2,354人、生産年齢人口13,011人、老年人口6,403人）

自然動態でみた場合、出生数は2015年時点の210人から2024年時点の133人と9年間で約半数に落ち込んだ一方、死亡数は2024年時点で過去最多の269人に達するなど年々増加傾向が続いており、2024年における自然増減数は-136人とな

っている。出生数減少の主な要因としては、有配偶出生率（人口千人対）が横ばい傾向なのに対して、有配偶率は年々低下傾向が続いていること、また 20 歳～39 歳女性の減少傾向が顕著であり、国勢調査ベースで 2000 年時点の 3,253 人から 2020 年時点では 2,162 人と約 7 割にまで落ち込んでいることから、「既婚女性の減少（若年女性自体の数・結婚している女性の数の両方）により出生数が低下している」と分析しており、その対策が重要と考えている。

社会動態でみた場合、転入数は 2015 年時点の 1,094 人から 2024 年時点の 1,032 人、転出者は 2015 年時点の 1,234 人から 2023 年時点の 1,080 人と、どちらも減少しているが概ね横ばいであり、転入数と転出数の差し引きでは、転出超過の状況が続いている（2015 年から 2024 年の平均値：-124 人）。特に転出超過が大きい地域と、その性別、年齢区分を分析すると、2024 年時点では、男女ともに 15～19 歳の石狩管内への転出超過が大きく（男性：-17 人、女性：-14 人）、女性については 20～24 歳でも石狩管内への転出超過も大きくなっており（女性：-14 人）、若者の U I J ターン対策、特に若年女性への対策が重要である。

人口減少・少子高齢化により、既に本町の担い手不足が顕在化し、あらゆる業種で人手不足が深刻化してきており、今後さらに人口減少が進行する事により、一層の人手不足の深刻化と、需要減少による地域経済の縮小が懸念されている。

これらの課題に対応するため、有効な対策の立案に向けて各種調査を進めてきたところであり、この間の調査により、本町の 20 代 30 代の転入者の転入理由は男性の約 9 割が就職活動や企業の人員配置によるものである事が分かっている。対して女性は就職活動や企業の人員配置による転入が 5 割程度であり、転入数も男性と比較して少ない事から、転入者確保に向けては企業活動による人員確保が重要であり、その中でも若者や女性が望む雇用の創出に取り組んでいく必要があると分析している。

同時に、本町の人口減少・少子高齢化の進行は北海道内の自治体の中では比較的緩やかであるが、その最大の理由は、本町の持つ地理的・経済的な拠点性と、当地域が全国有数の一次産業生産額を誇る中で、本町がその消費地としての受け皿になっている事にあり、それらを背景に企業活動や投資が活発に行われている事にあると分析している。人口減少対策を進めていく上では、こうした本町の強みを活かす事が重要である。

これらを踏まえて、本町の人口減少対策における基本的な考え方として、仕事を中心に人が集まり、住みやすさの魅力で定着し、将来を担う子どもたちが生まれる流れを作り、そして町への愛着や働きたい仕事がある事により子どもたちが町に残り、または一度離れても帰ってくる『循環』を作り出す事を念頭に置く事とし、次の3つの基本戦略を定めて、今後の人口減少対策に取り組む。

- ・基本戦略1 町の拠点性と産業で人や仕事が集まる流れをつくる
- ・基本戦略2 住みたい、住み続けたいまちをつくる
- ・基本戦略3 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

また、あわせて上記の3つの基本戦略で掲げる各施策を進める上で共通して取り組むべきものとして下記の3つの基本方針を整理する。

- ・基本方針1 デジタル技術・DXの推進
- ・基本方針2 多様な主体による連携強化
- ・基本方針3 自治体間の広域連携強化

※上記の3つの基本方針は、基本戦略で掲げる施策で共通して取り組むべきものとして、念頭に置いた対応をしていくものとして位置付けており、各基本方針の個別の事業は設定していない。

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	生産年齢人口	13,011人	12,400人	基本戦略1
	20代人口の転入超過(日本人)	-42人	12人	
	新規創業者数(空き地空き	95件	100件	

	店舗等活用実績）（累計）			
イ	住みたいと感じる町民の割合	78.0%	90.0%	基本戦略 2
ウ	出生数	133人	133人	基本戦略 3
	合計特殊出生率	1.49	1.6	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期中標津町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 町の拠点性と産業で人や仕事が集まる流れをつくる事業

イ 住みたい、住みたいまちをつくる事業

ウ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる事業

② 事業の内容

ア 町の拠点性と産業で人や仕事が集まる流れをつくる事業

本町の地理的・経済的な拠点性や当地域が全国有数の一次産業生産額である強み、それを背景とした活発な経済活動を、将来に向けて維持・強化していくため、本町の基幹産業である農林業と、経済の中心となる商工業の活性化をはじめ、6次産業化の推進や、広域観光施策の展開、雇用の創出や働き手不足の解消による地域における安定的な雇用機会の増大等に取り組み、地域企業や産業の活性化を図るとともに、本町に人や仕事が集まる施策を推進し、町内外のあらゆる人や企業団体が町に関わり・交わる事で、町の賑わいや新たな価値、仕事の創造につながる取り組みを進める。

【具体的な事業】

・地域経済の基盤となる第一次産業の維持・強化

- ・あらゆる人・企業団体が関わり・交わる本町の拠点性の維持・強化
- ・地域企業の活性化と雇用の創出・働き手不足の解消
- ・若者・女性に魅力的な雇用の創出・情報発信 等

イ 住みたい、住み続けたいまちをつくる事業

本町の“自然と暮らし”が調和した、利便性が高く住みやすいまちである特性を生かした環境整備を進めるとともに、地域での支え合いにより、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを進め、「住みたいと思う人」「住み続けたいと思う町民」の増加を目指す。同時に、町民が町に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、転出抑制を図るとともに、一度転出しても本町に帰ってくる転入者の増加を目指す。

【具体的な事業】

- ・利便性が高く住みやすいまちづくり
- ・支え合い、安心して生活できる地域づくり
- ・町への愛着が深まる環境づくり
- ・若者・女性が集まり・活躍する場の創出 等

ウ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる事業

本町の町民が安心して子どもを産み育てられるよう、保育の受入れ推進体制の整備や子どもの居場所づくり、子育て支援・相談体制の充実を図るなど、仕事と子育ての両立に向けた環境整備を進めるとともに、安全安心な出産に向けた支援から、子育てしやすい環境づくり、義務教育課程における教育環境の充実まで、出産・子育て・学校教育の各段階における支援体制整備と環境整備を進める。

【具体的な事業】

- ・安全安心な出産に向けた支援
- ・子どもを安心して育てられる環境整備
- ・未来を担う子どもたちの成長を支える教育環境の充実
- ・仕事と子育ての両立に向けた環境整備 等

※なお、詳細は第3期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

4,120,000 千円（2026 年度～2030 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

数値目標などを参考としながら、本計画を着実に推進するため、毎年度 2～3 月に、戦略の実施状況・効果を検証し、必要に応じて見直しを行う P D C A サイクルを確立する。

なお、P D C A サイクルの実施にあたっては、職員による内部評価を行った上で、町民委員からなる外部評価委員会と町議会において検証いただき、検証結果を踏まえ施策の見直し等を行うものとし、検証結果については速やかに中標津町公式 W E B サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）【B 0 9 0 8】

① 事業内容

中標津町内の雇用創出を図るため、5－2 ② アに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで